

議案第 252 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第1条及び第2条関係)

区分	現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日

議案第 253 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（30年度）	改定（31年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日

議案第 254 号

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

平成30年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.15%	0.21%

イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、平成30年4月1日から、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を3万8,600円（現行3万8,300円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(ア) 再任用職員以外

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	1.225	1.225	1.30
	勤勉手当	0.875	0.875	0.925
12月期	期末手当	1.375	1.375	1.30
	勤勉手当	0.875	0.975	0.925
合計		4.35	4.45	4.45

(イ) 再任用職員

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	0.65	0.65	0.725
	勤勉手当	0.425	0.425	0.45
12月期	期末手当	0.80	0.80	0.725
	勤勉手当	0.425	0.475	0.45
合計		2.30	2.35	2.35

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

平成30年4月1日から給料月額を改め、その改定率を0.18%とする。（第3条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条中第8条第2項の改正規定及び第4条関係）

区分	現行	改定（30年度）	改定（31年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

- (1) 2-(1)ア・イ・ウ（平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)ア・イ（平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 2-(1)ウ（平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)イ（平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。） 平成31年4月1日